

問い合わせ先 / 市役所税務課市民税係 ☎76-8117



令和3年度市・県民税の改正点 市ホームページに掲載しています。詳細は右記二次元コードから確認し、申告書の作成、提出をお願いします。

市・県民税申告受付日程

とき(土・日曜日、祝日を除く)		ところ
2月2日(火)	午前9時30分～正午	新池交流館ふらっと 会議室 ^{※1}
3日(水)		渋川福祉センター 会議室
4日(木)		東部市民センター 講習室
2月16日(火)～26日(金)	午前9時30分～正午 午後1時～4時 ^{※2}	スカイワードあさひ ひまわりホール
3月15日(月)まで	午前8時30分～午後5時15分	市役所税務課

※1 今年度から新池交流館ふらっとに変更し、北本地ヶ原ふれあい会館では行いません。

※2 感染症拡大防止のため、午前9時から別館イベントステージで当日分の番号札を配布し、定員(50人程度)になり次第受け付けを終了します(午後は配布しません)。番号札に記載された指定時間にひまわりホールへお越しください。

申告が必要なかた

令和3年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当するかた

- 所得が公的年金のみで、所得税の確定申告の必要はないが、社会保険料や扶養などの控除を受ける
- 公的年金収入金額が400万円以下の年金受給者、または給与所得者で当該所得以外の所得(不動産・報酬など)が20万円以下で、所得税の確定申告書を提出する必要がない
- 前年中の所得がなく、国民健康保険に加入している
- 前年中の所得がなく、同じ世帯内のどなたにも扶養されていない

持ち物 前年中の所得が分かる書類(源泉徴収票など)、控除を受けるための必要書類(下欄参照)、認め印(朱肉を使用するもの)、マイナンバーカードまたは本人確認書類(通知カード(氏名・住所など記載事項に変更がない、または正しく変更手続きされているもの)などの「番号確認書類」と運転免許証などの「身分確認書類」)

申告が不要なかた

次のいずれかに該当するかた

- 給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている
- 公的年金所得のみで、公的年金等支払報告書が支払者から市役所へ提出されている(社会保険料や扶養などの控除を受ける場合は申告が必要)
- 所得税の確定申告書を提出する

公的年金を受給しているかた

令和2年中の公的年金収入が合計400万円以下のかたのうち、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、還付を受けるための申告を除き、所得税の確定申告は不要です。ただし、市・県民税を計算する上で必要となる控除を追加する場合は、市・県民税申告が必要です。

申告書の送付

昨年の実績に基づき、1月下旬に郵送します。同封の記入例を参考に記入してください。新たに申告が必要なかたは、市ホームページからダウンロードしてください。

控除を受けるための必要書類

控除種別	必要書類
配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の前年中の所得金額が分かる書類(源泉徴収票など)
医療費控除	医療費控除の明細書 ※医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。領収書は申告期限などから5年間自宅などで保管してください。
社会保険料控除	国民年金等支払証明書、国民健康保険税などの支払金額が分かるもの
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払証明書
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料などの支払証明書
障害者控除	障害者控除認定書、療育手帳など
寄附金税額控除	寄付先・金額が分かる領収書など

上記のほかに雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、勤労学生控除などあり

所得税などの確定申告

ところ	とき(土・日曜日・祝日を除く)	対象
パーティセとアリーナ (駐車場は有料)	2月10日(水)～3月15日(月) (2月10、12、15日は住宅借入金等特別控除の申告および公的年金受給者を主な対象者として申告相談を実施)	午前9時～午後5時
スカイワードあさひ ひまわりホール	2月16日(火)～26日(金)	午前9時30分～正午 午後1時～4時※2 (前ページ※2同様)
		所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税、個人の市・県民税
		所得税および復興特別所得税(無料税務相談所で税理士が対応)※3、個人の市・県民税

※3 スカイワードあさひでは、申告する所得が給与所得や雑所得、分離課税を除く配当所得、一時所得だけのかた(住宅借入金等特別控除を受けるかたを除く)が対象となります。その他の所得があるかたは、パーティセと会場をご利用ください。

詳細は本号と同時配布の「税連協だより」をご覧ください。



確定申告書の提出・問い合わせ先
尾張瀬戸税務署
(〒489-8520
瀬戸市熊野町76-1)
☎82-4111

申告会場にお越しのかたへのお願い

各会場では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場の際はできる限り少人数でお越しください。また、下記にあてはまるかたは入場できません。

- 体温が37.5℃以上のかた(会場入口で検温)
- マスクなどを着用していないかた

郵送やパソコン・スマートフォンで申告を行うこともできますので、感染症拡大防止のためご協力をお願いします。

市・県民税申告の郵送による提出

市役所税務課(〒488-8666住所不要)
市ホームページ
サイト内検索(「個人市民税・県民税関係」のページ)

市民税申告

確定申告はe-Taxまたは郵送で

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」
一般Webサイト検索

確定申告書等作成コーナー

確定申告には国民年金保険料控除証明書の添付を

社会保険料控除を受けるには、申告書に領収証書など納付したことを証明する書類の添付が必要です。証明書が届かない、紛失などをしたかたはお問い合わせください。

証明書の送付 ●昨年9月末までに納付したかた／昨年11月に送付済み

●昨年10月以降に初めて保険料を納付したかた／2月上旬に送付

問い合わせ先／瀬戸年金事務所国民年金課 ☎83-9045

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 (050で始まる電話の場合は☎03-6630-2525)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付確認書を送付

前年中に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付額を記載した確認書を1月下旬に送付します。確定申告などで社会保険料控除として記入する際に利用してください。申告には「保険の種類」と「納付額」を記入し、納付確認書や領収書の添付は不要です。

問い合わせ先／市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151、高齢者医療係 ☎76-8153

要介護認定を受けているかたへ

おむつ費用の医療費控除確認書の交付

控除を受けるのが2年目以降のかたは、医師の「おむつ使用証明書」に代えて、市が交付する確認書で申告できます。確認書は要介護認定に係る主治医意見書の内容から、寝たきり状態で尿失禁の可能性のあることが確認できる場合に交付します。

65歳以上のかたの介護保険料納付確認書(普通徴収分)を送付

前年中に納付書、口座振替またはスマートフォン決済アプリで納付したかたに介護保険料納付確認書を1月下旬に送付します。介護保険料が年金から天引きされている場合は送付しません。年金支払者から送付される源泉徴収票を確認してください。

障害者控除対象者認定書を送付

おおむね要介護1以上の認定を受けている65歳以上のかたで、身体障害者手帳などの交付を受けているかたと同程度の状態の場合、所得税などの税務申告で障害者控除が受けられます。該当するかたには1月下旬に認定書を送付します。

問い合わせ先／市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144